

令和 6 年度 一般会計補正予算書
(第 10 号)

与那国町

議案第 3 号

令和 6 年度与那国町一般会計補正予算（第 10 号）

令和 6 年度与那国町一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から 455,669 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,450,729 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出補正予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は「第 3 表 地方債の補正」による。

令和 7 年 3 月 10 日 提出
与那国町長 糸 数 健 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 補 正 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 利 子 割 交 付 金		46	26	72
	1 利 子 割 交 付 金	46	26	72
4 配 当 割 交 付 金		581	90	671
	1 配 当 割 交 付 金	581	90	671
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		647	685	1,332
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	647	685	1,332
6 環 境 性 能 割 交 付 金		3,892	△319	3,573
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	3,892	△319	3,573
7 地 方 消 費 税 交 付 金		40,088	6,131	46,219
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	40,088	6,131	46,219
9 法 人 事 業 税 交 付 金		4,104	524	4,628
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	4,104	524	4,628
11 地 方 交 付 税		1,664,793	32,430	1,697,223
	1 地 方 交 付 税	1,664,793	32,430	1,697,223
14 使 用 料 及 び 手 数 料		34,436	△1,861	32,575
	1 使 用 料	32,709	△1,861	30,848
15 国 庫 支 出 金		301,028	△75,214	225,814
	1 国 庫 負 担 金	48,730	△230	48,500
	2 国 庫 補 助 金	251,341	△74,984	176,357
16 県 支 出 金		608,274	△135,532	472,742
	1 県 負 担 金	25,097	△580	24,517
	2 県 補 助 金	398,712	△78,057	320,655
	3 県 委 託 金	184,465	△56,895	127,570
17 財 産 収 入		19,367	120	19,487
	1 財 産 運 用 収 入	19,364	120	19,484
18 寄 附 金		20,000	△10,000	10,000

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 寄 附 金	1 寄 附 金	20,000	△10,000	10,000
19 繰 入 金		482,907	△88,289	394,618
	2 基 金 繰 入 金	482,907	△88,289	394,618
21 諸 収 入		33,190	22,640	55,830
	2 町 預 金 利 子	489	60	549
	4 雑 収 入	31,931	22,580	54,511
22 地 方 債		381,458	△207,100	174,358
	1 地 方 債	381,458	△207,100	174,358
歳 入	合 計	3,906,398	△455,669	3,450,729

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		62,033	△1,961	60,072
	1 議 会 費	62,033	△1,961	60,072
2 総 務 費		1,173,057	△49,657	1,123,400
	1 総 務 管 理 費	801,216	△8,396	792,820
	2 徴 税 費	44,169	△3,587	40,582
	3 選 挙 費	11,117	1,602	12,719
	4 統 計 費	2,470	△520	1,950
	5 監 査 委 員 費	1,665	△140	1,525
	6 沖 縄 振 興 特 別 推 進 交 付 金	254,287	△25,260	229,027
	7 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	52,585	△13,356	39,229
3 民 生 費		378,646	△38,014	340,632
	1 社 会 福 祉 費	218,050	△15,363	202,687
	2 児 童 福 祉 費	160,446	△22,579	137,867
	5 国 民 年 金 事 務 取 扱 費	130	△72	58
4 衛 生 費		405,679	△6,025	399,654
	1 保 健 衛 生 費	269,003	△5,001	264,002
	2 清 掃 費	136,676	△1,024	135,652
6 農 林 水 産 業 費		266,212	△30,220	235,992
	1 農 業 費	233,689	△26,551	207,138
	2 林 業 費	14,857	△3,368	11,489
	3 水 産 業 費	17,666	△301	17,365
7 商 工 費		104,267	△8,344	95,923
	1 商 工 費	104,267	△8,344	95,923
8 土 木 費		557,721	△135,773	421,948
	1 土 木 管 理 費	25,498	△1,190	24,308
	2 道 路 橋 梁 費	189,668	△6,487	183,181

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 土 木 費	5 住 宅 費	138,784	△116,192	22,592
	6 県 道 路 管 理 費	7,453	△100	7,353
	7 海 浜 浄 化 対 策 費	756	△721	35
	8 空 港 費	185,533	△11,083	174,450
9 消 防 費		29,570	200	29,770
	1 消 防 費	29,570	200	29,770
10 教 育 費		611,013	△192,731	418,282
	1 教 育 総 務 費	333,918	△165,159	168,759
	2 小 学 校 費	42,523	△1,558	40,965
	3 中 学 校 費	37,467	826	38,293
	4 幼 稚 園 費	46,977	△3,709	43,268
	5 社 会 教 育 費	106,332	△21,486	84,846
	6 保 健 体 育 費	43,796	△1,645	42,151
14 予 備 費		30,040	6,856	36,896
	1 予 備 費	30,040	6,856	36,896
歳 出 合 計		3,906,398	△455,669	3,450,729

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
1. 議会費	1. 議会費	議会中継システム導入	2,500
2. 総務費	1. 総務管理費	与那国町新庁舎建設事業	810
2. 総務費	1. 総務管理費	久部良多目的集会施設管理	1,310
2. 総務費	1. 総務管理費	集落内道路交差点路面標示設置事業	10,113
2. 総務費	1. 総務管理費	与那国町公園整備事業	61,160
2. 総務費	1. 総務管理費	西崎灯台遊歩道等整備事業	26,763
2. 総務費	1. 総務管理費	令和6年度物価高騰対応応援給付事業	11,520
2. 総務費	1. 総務管理費	物価高騰対策どなん観光関連産業活性化対策事業	15,160
2. 総務費	1. 総務管理費	物価高騰対策どなん消費者支援事業	29,516
2. 総務費	1. 総務管理費	小規模離島航空路運行事業支援交付金	4,504
3. 民生費	2. 児童福祉費	与那国町認定こども園移行等促進事業	2,410
4. 衛生費	1. 保健衛生費	出産・子育て応援事業	660
7. 商工費	1. 商工費	与那国町観光基本計画策定事業	6,534
7. 商工費	1. 商工費	観光施設等整備及び維持管理事業	2,000
7. 商工費	1. 商工費	比川トイレ整備事業	1,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	危険道路改修事業	20,840
8. 土木費	2. 道路橋梁費	通学路安全対策事業	9,100
8. 土木費	2. 道路橋梁費	樽舞1号線外2道路改良事業	47,342
8. 土木費	5. 住宅費	町営住宅建替事業	17,500

第 3 表 地 方 債 の 補 正

1 廃 止

(単位:千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
町営住宅建替事業(久部良) (公営住宅債)	71,100	証書借入	10%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び公営企業 金融公庫資金につい て、利率の見直しを 行った後においては 当該見直し後の利率	償還期間は、措置期 間を含め30年以内。償 還方法は、元利均等又 は元金均等等の方法に より償還する。ただし、町 財政の都合により、措置 期間であっても繰上償 還し、償還年限を短縮 し、又は借り換えることが できる。	-	-	-	-
与那国中学校教員宿舎新改築事業 (過疎対策事業債)	93,800							
危険道路改修事業 (沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金)	15,200							